

大分市上下水道局指定給水装置工事事業者に係る行政処分等取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、水道法（以下「法」という。）に規定する給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定に関し、その者に法、大分市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、大分市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）その他関連法令等に違反する行為があった場合の行政処分又は行政指導を行うに当たって、公平かつ公正な取扱いがなされることを目的に定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定工事事業者

法第16条の2の規定に基づく条例第6条の規定により大分市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定をした者

(2) 行政指導

上下水道局職員がその任務又は所掌事務の範囲内において法の目的を実現するために、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政処分に該当しないものをいう。

(3) 違反行為

法、条例、規程その他関連法令に基づく処分に違反することをいう。

(4) 当事者

指定工事事業者であって行政指導又は行政処分の対象となる違反行為をなしたと認められるもの

2 この要領において、行政処分の種類とその意義は次のとおりとする。

(1) 指定取消し

法第25条の11の規定に基づく規程第8条の規定により、指定工事事業者の指定を取り消すことをいう。

(2) 指定停止

法第25条の11の規定に基づく規程第8条の規定による指定工事事業者の指定取消しの猶予として、期限を定めて指定工事事業者の指定の効力を停止することをいう。

(決裁区分等)

第3条 この要領の決裁区分は、次のとおりとする。

(1) 行政指導等に係る決裁区分等

イ 指導書及び注意書の交付は、営業課長が行う。

ロ 警告書の交付は、部長が行う。

(2) 行政処分に係る決裁区分

指定停止及び指定取消しは、管理者が行う。

(行政指導で対応する違反行為の範囲)

第4条 上下水道局において違反行為を把握した場合は、当該違反行為の態様、当事者の対応等が次の各号のすべてに該当するときに限り、行政指導で対応することができるものとする。

- (1) 当事者の自発的努力で違反行為を中止し、又は違反行為の状態を除去したとき。
- (2) 違反箇所及び周辺部の給水に支障を生じる恐れがないとき。
- (3) 行政指導により法の目的が達成できると明らかに認められるとき。

(当事者の意見陳述)

第5条 行政処分を行おうとする場合には、大分市行政手続条例(平成8年条例第9号。以下「手続条例」という。)第13条の規定により行政処分の名あて人となるべき者に対して次の各号の区分に従い、聴聞又は弁明の機会の付与(以下「意見陳述」という。)のための手続きをとらなければならない。

- (1) 指定取消し

聴聞

- (2) 指定停止

弁明の機会の付与

- 2 行政手続法第13条第2項又は手続条例第13条第2項に該当する場合は、前項の規定を適用しない。
- 3 行政処分を行おうとする場合には、行政手続法第14条又は手続条例第14条の規定により行政処分の名あて人となるべき者に対して、当該行政処分の理由を示さなければならない。
- 4 聴聞に係る手続は大分市聴聞規則の市長を管理者と読み替えて適用するものとし、弁明の機会の付与に係る手続きは別に定めるものとする。

第2章 行政指導等

(違反行為の確認)

第6条 上下水道局において違反行為を察知した場合は、次の各号に定める方法により速やかに、違反行為が行われた日時及び場所、違反行為者、関係者、違反の具体的内容、該当条項等の調査、確認を実施するものとする。

- (1) 現場確認

違反行為の現場に立ち入り、写真撮影、帳簿書類その他の物件の調査を行う。

- (2) 事情聴取、事実申立書の徴収等

当事者及び関係者から違反行為に関する事実関係の聴取等を行う。

(関係機関との連携)

第7条 当該違反行為が他の関係法令に違反しているおそれがあると認められるときは、関係法令等の所管行政庁と情報交換を行い、正確な情報の把握に努めるものとする。

(行政指導)

第8条 第6条の規定により違反行為が確認された場合の措置については、次の各号のとおりとする。

(1) 指導書の交付

違反行為を確認した場合は、期日を指定し、当事者を呼び出し指導書（様式第1号）を交付するものとする。

(2) 注意書の交付

当事者が指導書による行政指導に応じない場合又は指導書の交付日から1年以内に違反行為を起こした場合は、期日を指定して当事者を呼び出し、注意書（様式第2号）を交付するものとする。

(3) 警告書の交付

当事者が注意書による行政指導に応じない場合又は注意書の交付日から1年以内に違反行為を起こした場合は、期日を指定して当事者を呼び出し、警告書（様式第3号）を交付するものとする。

(4) 例外の行政指導

文書による行政指導は、原則として前各号の規定により行うものとするが、違反行為の内容が悪質である場合、違反行為による給水施設への影響が甚大である場合等、必要と認められる場合は、初めての違反行為であっても注意書又は警告書により行政指導を行うことができるものとする。

(5) 違反行為の前歴

行政指導を受けた日から1年以上の期間を経過し、その間が無違反である場合は、違反行為の前歴を抹消する。

(行政指導における留意点)

第9条 行政指導を行うに当たっては行政手続法を遵守し、次の各号のことに留意しなければならない。

- (1) 行政指導は、任務又は所掌業務の範囲を逸脱してはならないこと。
- (2) 行政指導は、相手方の任意の協力によってその目的が達成されるものであること。
- (3) 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利な取扱いをしてはならないこと。
- (4) 相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないこと。

(違反行為の改善の確認)

第10条 行政指導を行った場合は、当事者に顛末書及び違反行為の改善計画書の提出を求め、違反行為の改善の完了後には、改善状況を示す証拠写真等を添えた改善実施報告書の提出を求めるものとする。

第3章 行政処分

(指定の取消し等)

第11条 水道法第25条の11に基づく規程第8条による指定工事事業者の指定の取消し及び指定の取消しの猶予は、別表に定める基準により、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 第8条の規定による警告書の交付日から1年以内に違反行為を起こした場合は、行政処分の対象とする。

- (2) 違反行為が故意により上下水道局又は施主に対して実害を与えたと認められる場合は、行政処分を行うことができる。

(瑕疵によってなした指定の取消し)

第12条 指定工事事業者の欠格要件に該当する者が瑕疵により指定されたことが、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書等により明らかとなった場合は、当該指定を取消すものとする。この場合、行政手続法第13条第2項第2号又は手続条例第13条第2項第2号の規定により聴聞の手続きは行わないものとする。

(行政処分の手続)

第13条 行政処分を行うに当たっては、原則として次の手順を履行するものとする。

- (1) 行政処分に係る事実認定等が他の水道事業者との均衡を欠くことにならないよう配意し、必要に応じて国土交通省等との協議を行う。
- (2) 当事者が他の水道事業者からも指定を受けている場合又は違反行為が管轄外の違反行為と関連している場合は、関係する水道事業者、行政庁等と処分の内容、時期等について調整を図る。
- (3) 第5条に規定する意見陳述の後、行政処分内容等を検討する。
- (4) 行政処分の内容を決定したときは、被処分者に対して行政処分通知書（様式第4号の1、様式第4号の2）により通知するとともに、行政不服審査法に基づく教示を行う。
- (5) 行政処分の期間中は、被処分者は、条例第4条に基づく申し込み及び承認を受けることができない。ただし、被処分者が、現に給水装置工事の承認を受けている場合は、管理者は、当該給水装置工事に限り完成検査終了までは施工することができる旨の条件を付することができる。

(更新指定の際の処分期間の継続)

第14条 処分期間中に被処分者の指定期間が満了し、かつ、更新された場合は、当該処分の残存期間は、更新された指定期間に引き継ぐものとする。

(公表)

第15条 指定の取り消し又は指定の効力を一時停止する処分を行った場合は、次の内容をホームページ等により一般に周知するものとする。

- (1) 被処分者の氏名及び住所、法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事業所の所在地
- (2) 取消しの理由
- (3) 根拠条文等

(行政処分の履行の確認)

第16条 行政処分を行った場合は、被処分者の事業所等への立ち入り等によって、処分の履行状況を確認するものとする。

(処分完了の通知)

第17条 指定停止期間を経過した時は、停止処分完了通知（様式第5号）により被処分者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 施行日前に違反を行った指定工事事業者に対する処分の決定に際しては、改正前の処分基準によるものとする。